

## 岡谷市DX推進デジタル化ツール導入等支援補助金交付要綱

令和4年3月24日

岡谷市告示第22号

改正 令和5年3月30日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、デジタル技術を活用し、生産性の向上や新たな受注開拓業務の効率化等を図る市内の中小企業者の取組を支援するため、デジタル技術の導入及び活用並びにIT研修等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分類「製造業」を主たる事業として営み、市内に本社、主たる工場又は研究所等の施設を有するものをいう。
- (2) ITツール 令和元年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業交付規程通常枠（令和2年8月17日サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局）第6条第2項第1号から第7号までに掲げる機能のいずれかを有するソフトウェア等をいう。
- (3) AI等 AI（人工知能をいう。）、IoT（複数の設備等をネットワーク環境に接続し、収集された情報を活用し、及び監視、保守、制御、分析等を行うためのシステムをいう。）及び第5世代移動通信システムをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる目的に資するためのITツール又はAI等（以下「デジタル化ツール」という。）の導入
  - ア 業務の効率化、生産性の向上等
  - イ 受注開拓、人手不足の解消等

ウ 既存事業の発展に向けた取組

(2) IT人材の研修及び育成に係る取組

(3) 外部専門家の派遣によるデジタル化への取組

(4) デジタル化ツールを活用した事業で市長が特に必要と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率及び限度額
補助事業に要する次に掲げる経費とする。 (1) 機械装置 (2) システム構築費 (3) クラウドサービス利用費 (4) 外注費 (5) 人材マッチングサイト登録費 (6) IT人材又はエンジニアのための研修費 (7) デジタル技術導入のための専門家派遣費 (8) その他事業遂行のために必要とする経費	補助対象経費の2分の1以内（補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、30万円を限度とする。

2 国、県その他の機関から同様の補助金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業に係る経費については、補助対象外とする。

3 補助金の交付は、補助対象者1者につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 岡谷市DX推進デジタル化ツール導入等支援補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 岡谷市DX推進デジタル化ツール導入等支援補助金事業計画書（様式第2号）

(3) 法人にあっては、定款及び直近の決算書の写し（法人以外の者にあっては、これらに相当する書類）

(4) 市税の納税証明書

(5) デジタル化ツール、研修及び専門家派遣等の概要が確認できる書類等の写し

(6) 補助対象経費に係る見積書の写し

(審査基準)

第7条 審査基準は、デジタル化ツールを活用し、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 補助事業の開始から3年間で労働生産性が1%以上向上される計画であること。

(2) 補助事業の目的・必要性が明確であること。

(3) 補助事業の内容に具体性・確実性があること。

(4) 申請した年度内に補助事業が完了するものであること。

(交付決定)

第8条 市長は第6条の規定による申請があったときは、内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岡谷市DX推進デジタル化ツール導入等支援補助金交付決定書(様式第3号)により通知する。

(事業の中止等)

第9条 補助事業が申請した年度内に完了しないとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長に報告し、その承認を得るものとする。

2 前項の規定による報告及び承認は、岡谷市DX推進デジタル化ツール導入等支援事業補助金中止等承認申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。

(実績報告)

第10条 第8条の交付決定を受けた者は、補助事業の完了後に岡谷市DX推進デジタル化ツール導入等支援補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告に係る書類等を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、岡谷市DX推進デジタル化ツール導入等支援補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請又は不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 第9条の規定により補助事業の中止又は廃止をしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金がある場合において、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年告示第30号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。